

佐賀県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年八月十四日から平成二十一年九月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	唐津市相知町田頭字前田三〇番一地 先から 唐津市相知町町切字野添九〇一番二 六地先まで	平成二一・八・一四